

情報公開と図書館 —最近の話題から—

升 巴 捨 子

1. 金融システムと情報公開

最近日本の金融システムをめぐって生じた諸問題は、情報公開の不備に起因するといわれています。民間企業では政府の情報を利用するために、“MOF担（Ministry of Finance 担当）”と称する役職を設置し、政府情報の担当者として関係部局に派遣して、情報の収集を他社と競い、これが一連の不正を生む温床になったと新聞は報じています。

情報公開が広く行われ、図書館が情報利用の場であれば、上記の問題は避けることが出来たでしょう。更に詳細な情報を望むなら、レファレンス・サービスに依頼することによって“MOF担”の役割を代わり得たでしょう。

現在、金融財政システムは改革が進められており、情報公開を妨げた過剰な規制や裁量行政も是正されようとしています。“MOF担”も当然ながら廃止されました。公正で透明な行政のもとでは、情報公開は期せずして行われ、国立国会図書館への納本も遅滞なくされて、政府の情報としての政府刊行物は、行政及び社会経済の実証的資料としての役割を果たすでしょう。

今回われわれが最も重く受けとめた問題として不正の存在があります。

国立国会図書館法の前文に謳われている“真理がわれらを自由にするという確信に立つて・・・”という文言をあらためて思い起こします。

グリーンSPAN米FRB議長は、“インテグリティ・オブ・ファイナンシャルシステム（金融システムの誠実かつ安定的な運営）は国の宝である”とあって、国をあげて米国金融システムの安定に取り組み、現在の米国経済全体の強さの背景となっているといわれています。

日本の金融システムの信頼回復は容易なことではないでしょうが、日々努力を重ねるなかに、なにか“真理”であり、いかに“誠実”であるかが問われるべきでしょうか。

2. 政府刊行物と図書館

政府は巨大なシンクタンクであるべきだとも言われますが、その刊行資料は年刊の白書や逐次刊行物を除き新刊のものだけで、年間の刊行数は4,000－5,000種を越えるといわれます。内容は、政府の一般行政資料、提案書、各種審議会や委員会資料、先端科学技術情報、テクニカル・レポート、シンクタンクの委託調査、非営利団体や研究調査機関資料等、一般出版物の流通市場からは入手し難いものが多く、研究者や企業関係者にとっても貴重な資料となります。

図書館の政府刊行物担当者にとって、この種の収集整理は難度の高い業務です。特に収集には、まず国立国会図書館の『日本全国書誌』や民間出版の「政府及び各種団体刊行物書誌」が基本になりますが、最新の政治経済事情と政府の動向を見守り、図書館の蔵書構成や利用者に見合った収集が求められます。この種資料の特殊性である、1. 通常の出版物の販売・流通ルートでは入手出来ない、2. 特定の利用者が対象であること、3. 刊行時期や部数も不定である、4. 書誌的

事項の不備等によって、“grey literature”、“hard to get literature”などといわれる所以です。この用語はヨーロッパで先ず科学技術情報を対象にして生まれ、日本では1980年頃から“灰色文献”または“グレイ リテラチュア”が使われています。

3. 米英の政府刊行物と情報公開

米国や英国は、政府刊行物の公開に於いても優れた先達で、米国はGPO (U.S. Government Printing Office. 1860. 設立)、英国は、HMSO (Her Majesty's Stationery Office. 1786 設立) によって、設立以来広く公開され、特に米GPOでは外国に指定した寄託図書館 (deposit libraries) にも、一定の資料を送り、外国人にも等しく自国の政府刊行物の閲覧の機会を与えてきたのですから、民主主義国家としての義務感と誇りを感じさせられます。

ユネスコは1958年の第10回総会で、政府刊行物をはじめとする公的出版物の国家間での交換を促進する協定が承認されました。この協定発足後間もなく、私は国立国会図書館に国際交換によって送られてきた膨大な量の各国の政府刊行物の中に、英国政府刊行物の“white paper”をみまして、その簡素な装丁と内容の高さに、政府刊行物の典型との感を深くしました。

政府刊行物の情報公開が、この時始まったと思われます。

4. 情報公開法

情報公開法は、次期国会に継続審議になりましたが、審議の内容に注目してゆきたいと思います。

(ますとも すてこ)